

# 令和5・6年度 鹿屋市建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

鹿屋市が発注する建設工事及び建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務に参加を希望される方は、入札参加資格申請書を本事項に基づき作成してください。

この申請書は建設工事等の施工能力審査の資料となりますので、正確かつ明瞭に記入してください。また、虚偽の記載等があった場合は、資格を取り消すことがあります。

※総務省が作成した標準様式を活用しています。

※令和5・6年度は入札参加を希望されるすべての事業者の申請が必要です。

## 記

### 1 資格要件

- (1) 建設業においては、次のア～エのいずれにも該当する者であること
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定による建設業の許可を有し、かつ、同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が競争入札参加資格審査の申請をする日の1年7か月前の日以降のものであること。）を受け、総合評定値の通知を受けている者
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であっては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者
  - エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であつては、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第1項において準用する令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過した者
- (4) 建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務に申請する者は、営業について法律上必要な登録を受けていること。

### 2 申請書類

鹿屋市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/sanka/r5-6-nyuusa-tusannkasikaku-kennsetu.html>

「トップページ」→「市政情報」→「入札・契約」→「入札参加資格審査関係」



なお、標準様式は総務省ホームページからもダウンロードできます。

(掲載URL) [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/14569.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html)

### 3 受付期間

---

令和5年4月3日(月)から令和5年4月28日(金)まで  
(電子申請は令和5年4月3日(月)8:30~令和5年4月28日(金)17:00まで)  
(郵送は令和5年4月28日(金)の消印有効)

### 4 提出方法

---

市内業者・・・ 持参・郵送  
市外業者・・・ 電子申請(電子申請が難しい場合、郵送も可とします。)

#### (1) 電子申請

- ・ 市外業者のみ
- ・ 鹿屋市ホームページの電子申請フォームにより申請してください。  
「トップページ」→「市政情報」→「入札・契約」→「入札参加資格審査関係」→「令和5・6年度鹿屋市建設工事等入札参加資格審査申請」  
<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/sanka/r5-6-nyuusatusannkasi-kaku-kennsetu.html>
- ・ 受付完了メールに記載のURLから受付状況・受付番号の確認が可能です。

#### (2) 郵送

- ・ 受付票を要する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒又は返信用ハガキのいずれかに送付先を記入の上、同封してください。

#### (3) 持参

- ・ 市内業者のみ
- ・ 受付時間：午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)  
(土、日、祝日を除く。)

### 5 問合せ・提出先

---

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号(市役所 本庁舎7階)  
鹿屋市総務部財政課契約検査室 電話 0994-31-1178(直通)

### 6 入札参加資格の有効期間

---

令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

## 7 注意事項

- (1) 提出書類は、日付指定のないものについては、申請日現在で作成してください。
- (2) 提出書類の様式を追加・変更したものがありませんので、必ず今回の申請書をダウンロードして作成してください。
- (3) 押印漏れや添付書類の不備の場合は受付できません。提出前に再度確認してください。
- (4) 各種証明書は、申請から3ヶ月以内のものに限ります。
- (5) 提出する申請書類に漏れがないか「提出書類一覧表」により確認し、持参・郵送による申請の場合は、「提出書類一覧表」を申請書類の一番上に綴じてください。
- (6) 綴じ込む申請書類は、紙製のフラットファイル（A4版縦長、色指定あり（建設工事：桃色、コンサル：水色））に「提出書類一覧」の順に綴じ込み、見出し（インデックス）を付けてください。また、提出するファイルの表紙及び背表紙には商号又は名称を明記してください。（見出しは該当書類に直接貼付してください。）
- (7) 作成の際は、記載要領（標準書式）及び提出書類一覧表の「提出書類の記入要領等」を参考に作成してください。
- (8) 申請内容に変更が生じた場合や、参加資格の取下げ等を行う場合には、変更届や資格の取下げ届を提出してください。
- (9) 建設業において、経営規模等評価結果通知書の有効期限は審査基準日から1年7ヶ月です。期限が切れると入札に参加できませんので、切れ目のないよう毎年審査を受けてください。また、新しい結果通知書が届きましたら、写しを提出してください。

## 8 提出部数

1部

## 9 特別徴収の実施確認について

個人住民税の特別徴収制度は、地方税法及び各市町村の条例で定められており、所得税を源泉徴収している従業員がいる場合は特別徴収することが義務付けられています。（地方税法321条の4、鹿屋市市税条例第44条参照）

鹿屋市は法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、入札参加資格申請時に「給与所得者に係る個人住民税（鹿屋市への納付分）の特別徴収を実施していること」を確認しています。